3　前項の規定により第一項の資格喪失者が個人型年金の個人型年金加入者等の資格を有する者であることが判明した場合にあっては、同項の資格喪失者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等の指示に基づいて、当該企業型年金の資産管理機関は、速やかに、法第八十三条第一項の規定による個人別管理資産の移換及び法第八十四条第二項の規定による返還資産額の返還を行うものとする。

4　前項に規定する場合においては、企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、個人型記録関連運営管理機関の指示があったときは、速やかに、第一項の資格喪失者の第十五条第一項各号に掲げる事項を当該個人型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

（法第八十三条第一項の規定による資格喪失者に係る個人別管理資産の移換の手続等）

第六十六条　資格喪失者が企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月を経過してもなお法第五十四条の四、第八十条、第八十二条若しくは第八十三条（前条の規定による個人別管理資産の移換が行われる場合に限る。）又は中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定により当該資格喪失者の個人別管理資産が移換されない場合にあっては、当該企業型年金の資産管理機関は、当該資格喪失者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等の指示に基づいて、速やかに、法第八十三条第一項の規定による個人別管理資産の移換及び法第八十四条第二項の規定による返還資産額の返還を行うものとする。

2　企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、前項の規定により個人別管理資産の移換を行った者があるときは、速やかに、当該資格喪失者の第十五条第一項各号に掲げる事項を個人型特定運営管理機関に通知するものとする。

（連合会移換者の氏名変更の届出等）

第六十六条の二　連合会移換者は、その氏名又は住所に変更があったときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を個人型特定運営管理機関に提出するものとする。

一・二　（略）

（法第八十三条第三項の規定による公告）

第六十六条の三　法第八十三条第三項の規定による公告は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務）

第六十六条の四　企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、令第四十六条の二第二項の規定による説明を定期的に行うものとする。

2　連合会は、令第四十六条の二第三項の規定による説明を定期的に行うものとする。

（連合会が個人別管理資産の移換に関する事項について説明しなければならない者の対象外）

第六十六条の五　令第四十六条の二第三項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　個人型年金に個人別管理資産がなくなった者

二　所在が明らかでない者

二　法附則第三条第一項の請求を行うときは、その旨

2　法第八十二条第一項に規定する場合においては、企業型年金の資産管理機関は、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の指示に基づいて、速やかに、同項の規定による個人別管理資産の移換及び法第八十四条第二項の規定による返還資産額の返還を行うものとする。

3　第一項に規定する場合（法附則第三条第三項の規定により当該申出をした場合を除く。）においては、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等及び個人型年金の次条第二項に規定する個人型特定運営管理機関は、連合会の指示があったときは、速やかに、法第六十四条第二項の申出をした者の第十五条第一項各号又は第五十六条第一項各号に掲げる事項を個人型年金の個人型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

4　第一項に規定する場合（法附則第三条第三項の規定により当該申出をした場合に限る。）においては、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、連合会の指示があったときは、速やかに、法第六十四条第二項の申出をした者の第十五条第一項各号に掲げる事項を個人型年金の次条第二項に規定する個人型特定運営管理機関に通知するものとする。ただし、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等が同項の規定により当該申出をした者の第十五条第一項各号に掲げる事項を通知したときは、この限りでない。

（その他の者の個人別管理資産の移換の実施等）

第六十六条　企業型年金の資産管理機関は、法第八十三条第一項各号に掲げる者（以下「その他の者」という。）に係る個人別管理資産が当該資産管理機関にあるときは、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の指示に基づいて、速やかに、同項の規定による個人別管理資産の移換及び法第八十四条第二項の規定による返還資産額の返還を行うものとする。

2　企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、その他の者があるときは、速やかに、その他の者の第十五条第一項各号に掲げる事項を個人型年金の個人型記録関連運営管理機関であって、令第四十六条第二項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者の氏名、住所等の記録及びその保存その他の業務を行う者として連合会が指定したものをいう。次条及び第六十七条において同じ。）に通知するものとする。

（その他の者の氏名変更の届出等）

第六十六条の二　その他の者は、その氏名又は住所に変更があったときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を個人型特定運営管理機関に提出するものとする。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

（新設）